[不祥事防止研修資料]

築こう!信頼関係 高めよう!倫理観

~不祥事を生まない職場づくり~

令和3年3月 福岡県教育委員会

目 次

はし	ごめに······	1
Ι	福岡県教育委員会における懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
П	教職員の不祥事防止のためのチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
Ш	参考資料	
1	不祥事類型ごとの関連通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2	2 懲戒処分の指針	15
3	3 関係法令(抜粋)	23
(別	冊)演習用資料	

この資料について

この資料は、教職員向けの不祥事防止研修での利用を想定して作成しています。以下の説明を参考に別冊の演習用資料と併せて各所属における研修で活用してください。

I 福岡県教育委員会における懲戒処分の状況

本県における過去10年間(平成22年度~令和元年度)の懲戒処分について、非違行 為の事由や被処分者の所属別、年代別等にグラフ化しています。本県全体の公立学校数や 教職員数等に留意した上で、不祥事防止の研修を企画する際に参考にしてください。

また、不祥事の類型ごとの項目では、類型ごとの傾向や被処分者の発言、不祥事につながる兆候についてのチェックポイントをまとめています。研修等で個別の類型を取り上げる際に参考にしてください。

- ※ 被処分者の発言を例示するに当たっては、事案関係者や被害経験者(特にわいせつ 行為)がいることなども想定して、十分な配慮をお願いします。
- II 教職員の不祥事防止のためのチェックリスト 不祥事防止のために心掛けてほしい内容をリストにしています。常に手元に置いて確認 するなど、適宜活用してください。
- Ⅲ 参考資料(不祥事類型ごとの関連通知等/懲戒処分の指針/関係法令(抜粋)) 不祥事類型ごとの関連通知や、福岡県教育委員会における懲戒処分の指針、不祥事関連 の法令をまとめています。研修の際の参考資料として活用してください。

はじめに

福岡県教育委員会では、これまで様々な取組を通して不祥事防止に努めてきましたが、現在に至るまで教職員の不祥事は後を絶たず、特に令和元年度の懲戒処分件数は計17件と、過去10年間で最多となっています。

そこで今回、平成26年に作成した不祥事防止研修資料を改定し、近年の不祥事の状況を反映させた内容に見直しました。

不祥事を未然に防止するためには、自らが公教育を担う教職員であることを深く自覚し、多発している不祥事を他人事とせず、自分のこととして真摯に受け止めるとともに、日々の自らの行動が県民の公教育への信頼に大きな影響を与えていることを認識しておくことが大切です。

また、組織としては、教職員のストレスや悩みを緩和するために、業務上はもちろん 私生活上の悩みも含めた相談体制を強化することが必要不可欠です。

不祥事の根絶に向けて、また、本県公教育に対する県民の信頼を維持するために、本 資料を積極的に活用していただき、各所属での不祥事防止に向けた取組を更に充実・強 化されますようお願いします。

令和3年3月

福岡県教育委員会

I 福岡県教育委員会における懲戒処分の状況

全体の傾向

平成22年度から令和元年度までの10年間に福岡県教育委員会(以下「県教委」という。)が行った懲戒処分は98件である。

処分に係る非違行為の事由別にみると、わいせつ行為が30件(全体の30.6%)で最多、次いで飲酒運転、体罰、個人情報の紛失等、金銭の不適切処理という順になっており、わいせつ行為と飲酒運転で全体の半数以上を占めている。(図1参照)

被処分者の所属別にみると、小学校が27件、中学校が39件で、高等学校が22件、特別支援学校が5件、事務局等が5件となっており、中学校が全体の約40%を占めている。 (図2参照)

被処分者の年代別にみると、20代が23人、30代が23人、40代が17人、50代が35人(うち7人は指導監督責任による処分)となっている。(図3参照)指導監督責任による処分を除いても50代が最多(全体の約30%)となっているが、職員の年齢構成が各年代で均一ではないため、一概に評価することはできない。

また、被処分者の所属別・被処分者の年代別の状況は表1のようになっている。

図 1 処分事由別件数割合

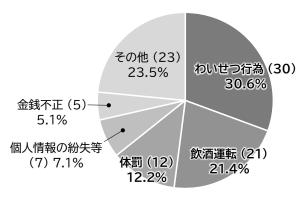


図 2 所属別件数割合

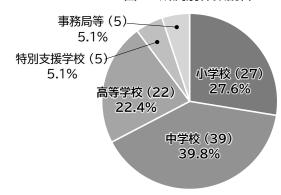


図3 年代別件数割合

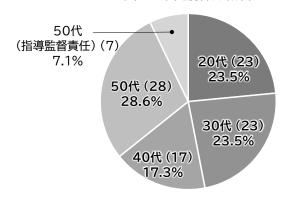


表1

所属	20代	30代	40代	50代	計
小学校	13	5	4	5	27
中学校	7	6	7	19	39
高等学校	3	9	5	5	22
特別支援学校		1		4	5
事務局等		2	1	2	5
計	23	23	17	35	98

※ 50代のうち7件は指導監督責任による処分

円グラフ中の()内の数値は件数。以下同じ。

1 わいせつ行為

■過去10年間(平成22年度~令和元年度)の状況

図 1-1 所属別件数割合

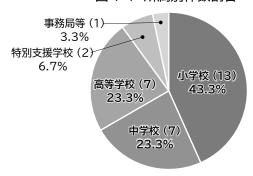


図 1-2 年代別件数割合

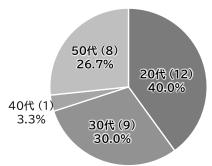
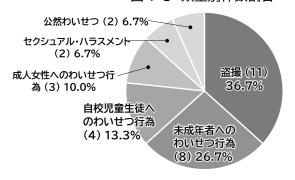


図 1-3 類型別件数割合



▼ 過去10年間の件数 30件

- ○所属別 小学校が 13 件(43.3%)で最多
- ○年代別 20代が12件(40.0%)で最多
- ○類型別 盗撮が11件(36.7%)で最多
- 類型別・年代別の状況は表1-1のようになって おり、20代・30代では、盗撮や、自校児童生徒を 含め未成年者へのわいせつ行為が多いのに対し、 50代では、セクシュアル・ハラスメントを含め成人 女性へのわいせつ行為が多くなっている。

表1-1

類型	20代	30代	40代	50代	計
盗撮	5	3		3	11
未成年者へのわいせつ行為	4	3	1		8
自校児童生徒へのわいせつ行為	2	2			4
成人女性へのわいせつ行為				3	3
セクシュアル・ハラスメント				2	2
公然わいせつ	1	1			2
計	12	9	1	8	30

▼ 被処分者の発言

「盗撮を題材としたテレビ番組などを見て、自分もできるのではと思った。」(盗撮) 「シャッター音を消せるアプリを知り、盗撮できるのではないかと思った。」(盗撮) 「業務上のストレスがあり、いつもと違ったことをしてスリルを味わい、緊張を緩めたかった。」(盗撮) 「盗撮自体に魅力を感じていたわけではない。ストレス発散のためだった。」(盗撮)

「淫行のほかに発散の仕方を見つけられなかった。」(対未成年)

「出会い系サイトの非現実的な時間を楽しむやり取りをやめられなかった。」(対未成年)

「業務上のストレスを発散したかった。この程度なら大丈夫、ばれないと思った。」(対未成年)

「純粋な恋愛だから年齢は関係ないと思った。」(対児童生徒)

「自分に好意を持っていれば周りに話すことはないと思った。」(対児童生徒)

「疲れがたまっていると思い、頑張ってほしいとの思いからの行動(校内で女性職員に抱きつき) だった。」(セクハラ)

「酔っていて自分でもよくわからないうちに行為に及んだ。」(公然わいせつ)

「ばれないというスリルを味わいたかった。」(公然わいせつ)

「業務上の苛立ちや不満がたまり、眠れない日が続き、むしゃくしゃしていた。」(公然わいせつ)

- ※ 盗撮や公然わいせつの場合、行為そのものよりも、スリルや成功したときの達成感、また、 それによるストレス発散が目的となっているケースが多くみられます。
- ※ 盗撮が校内で発生した場合、施設の鍵の管理が徹底されていなかったり、更衣室等が男女 兼用になっていたりした場合があります。
- ※ 未成年へのわいせつ行為は、ほとんどが S N S や出会い系サイト等、インターネット上で 知り合ったことがきっかけです。また、詳細は明らかにされていませんが、これらについて は、ほとんどが警察のサイバーパトロールにより発覚していると推測されます。
- ※ 飲酒の上でのわいせつ行為の場合、加害者は「酔っていてよく覚えていない」と言うことがあり、周囲から見れば「飲み過ぎ」と見られる飲み方をしていることがあります。また、ベテラン職員の場合、被害者になりやすい若年者に対し、日常的に「威圧的」と受け取られる行動をとっていることがあります。

■ 不祥事につながる兆候 ~自分自身に該当することはないかチェックしてみましょう~

【盗撮】

 □ 業務上の必要はないが、自分が担任する児童生徒を撮影することは問題ないと思う。

 □ 盗撮してもばれなければ、相手を傷つけることにはならないと思う。
【自校児童生徒を含む未成年へのわいせつ行為】

 □ 管理職や同僚に知らせることなく、生徒指導室や教科準備室などの密室で生徒指導や教育相談を頻繁に行っている。
□ 自校の児童生徒や未成年であっても、お互いの合意や恋愛感情があれば、性的な関係になっても構わないと思う。
【セクシュアル・ハラスメント、成人へのわいせつ行為】(パワーハラスメントに関する内容も含む)

□ 若手教員や教育実習生に対しては、とにかく厳しく指導するほうが相手のためになると思う。

□ 性的な内容の冗談は、人間関係の潤滑油になると思う。

□ 性的な被害に遭うのは、被害者に隙や落ち度があるからだと思う。

■過去10年間(平成22年度~令和元年度)の状況

図 2-1 所属別件数割合

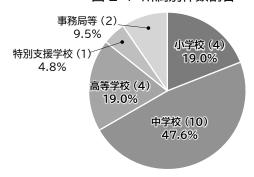


図 2-2 年代別件数割合

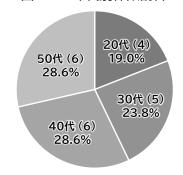


図 2-3 飲酒の状況別件数割合



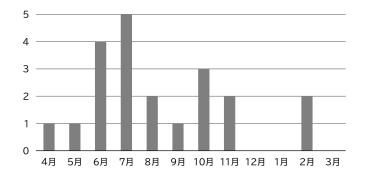
▼ 過去10年間の件数 21件

- ○所属別 中学校が 10 件(47.6%)で最多
- ○年代別 40代・50代で半数以上(計12件)
- ○飲酒の状況別 個人での飲酒が9件(42.9%)で最多
- 飲酒運転の発生月については以下のようになっている(図2-4参照)。最も多い7月は、発生した時間帯も23時台~3時台となっており、休日やその前日に、長時間飲酒した後に運転したケースが多くなっている。
 - ※ 休前日又は休日の飲酒後の事案:16件
 - ※ アルコール保有量が基準値(呼気 1 ℓ 中 0.15 mg) の3倍以上の事案:8件
 - ※ 飲酒量が 1,000ml以上の事案:18件
 - ※ 物損事故:5件 人身事故:2件
 - ※ 飲酒終了から8~9時間後の事案:3件 (「一晩寝たから大丈夫」というわけではない。)

図 2-3「飲酒の状況」について

- ・個人での飲酒 自宅や飲食店等で、単独で飲酒した場合
- ・職場の飲み会 所属で企画された飲み会(歓送迎会など)で飲 酒した場合
- ・職務関連飲み会 所属の職員数人や、部活動関係など、職務に 関連した集まりで飲酒した場合
- ・私的な飲み会 所属や職務と関係のない集まり(友人関係な ど)で飲酒した場合

図 2-4 飲酒運転の発生月



▼ 被処分者の発言

「事故を起こさなければよい、近くなので大丈夫、これくらいの酔い方なら大丈夫と思っていた。」 「酔っている感覚がなかったので大丈夫、飲酒運転にならないと思った。」

- ※ 「飲酒運転」を起こす職員の多くは、目立った特徴はありません。「まさかあの人が」と言 われるケースが多くあります。これは、裏を返せば、「油断すると誰でも起こす可能性があ る」ということです。
- ※ 職場の飲み会後の飲酒運転による処分は、平成25年度が最後ですが、個人で飲酒した上で の飲酒運転の場合は、家族関係の悩みや業務上の悩み、病歴があり、次第に飲酒が習慣化し、 結果として飲酒運転に至っています。

不祥事につながる兆候	~自分自身に該当することはないかチェックしてみましょう~

※ 以下は飲酒に関する問題全般の兆候です。

【酒 臭】

- □ 二日酔いの状態で出勤したことがある。
- □ 周囲の職員などから「お酒の臭いがする」と言われたことがある。

【勤務態度】

- □ 休み明けや飲酒翌日に突発的に休みをとることが多い。
- □ 当日の遅刻や急な休みで授業等に穴をあけたことがある。
- □ 無計画に年次休暇を使い切ってしまう。
- □ 仕事への意欲にムラがある。
- □ ミスや不注意な言動をしてしまう。
- □ 終業時刻が近づくと、イライラしたり、ソワソワしたりする。

【体調不全等】

- □ 顔色が悪く、むくみがある。
- □ 健康診断で、肝機能障害などの機能の異常等を指摘されている。
- □ 不眠、手の震え、幻覚、幻聴等の具体的な症状がある。
- □ 飲酒によるけんかや暴言等のトラブルを起こしたことがある。

■過去10年間(平成22年度~令和元年度)の状況

図 3-1 所属別件数割合



図 3-2 年代別件数割合

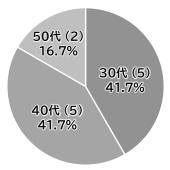
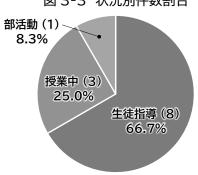


図 3-3 状況別件数割合



▼ 過去10年間の件数 12件

- ○所属別 中学校が8件(66.7%)で最多
- ○年代別 30代・40代が大半(計10件)
- ○状況別 生徒指導中が8件(66.7%)で最多
- 12件中6件において、懲戒処分以前に、体罰に係る 指導等を受けており、過去に指導等を受けたにもか かわらず、体罰を繰り返し行っている傾向がうかがわ れる。
 - ※ 負傷を伴う事案:9件 (うち、確認された範囲では4件で警察に被害届 の提出あり。)

▼ 被処分者の発言

「自分の感情に振り回されて暴力を振るってしまっ た。」

「校内での研修会をきちんと受け止めておらず、おろ そかにしていた。」

※ 体罰で処分を受けた職員については、懲戒処分 に至る以前に、何らかの指導を受けているなど、 常習性が疑われる場合があります。また、生徒指 導場面における体罰が多く、被処分者は「熱心な 先生」と言われているケースがあります。

■ 不祥事につながる兆候 ~自分自身に該当することはないかチェックしてみましょう~

- □ 児童生徒には強い指導が必要であり、場合によっては体罰も必要だと思う。
- □ 問題行動をなくすためには、□頭だけの指導では困難であり、多少は厳しく当たる必要がある と思う。
- □ 生徒指導や部活動において実績のある職員の言動に対しては、口を出さないようにしている。

4 個人情報の紛失等

■過去10年間(平成22年度~令和元年度)の状況

図 4-1 所属別件数割合

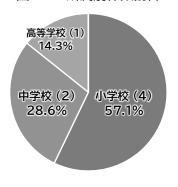
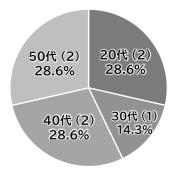


図 4-2 年代別件数割合



▼ 過去10年間の件数 7件

- ○所属別 小学校が 4 件(57.1%)で最多
- ○年代別には特に目立つ傾向はない。
- 主たる媒体別では、家庭調査票等の紙媒体が3件、 USBメモリ等の電子媒体が4件であり、電子媒体4件 については、全て私物である。
- 7件中6件が車上荒らし・車の盗難であり、USBメモリ等を入れた鞄を車内に放置し、それを盗まれたことにより紛失等に至っている。

▼ 被処分者の発言

「日々の忙しさに追われ、つい認識が甘くなった。」 「過去にもたびたび管理職の許可を得ずにデータを 持ち帰っていた。」

「まさかという気の緩みから許可なく持ち出した。」 「情報紛失は自分には関係ないと過信し、研修も真面 目に聞いていなかった。」

※ 情報流出で処分を受けた職員の場合、データの 持ち出しを頻繁に行っており、認識が甘くなって いるケースが多々あります。また、たびたび持ち 出しが行われていることを管理職が知りながら、 適切な指導を行わなかったなど、組織としての体 制が不十分というケースもあります。

■ 不祥事につながる兆候 ~自分自身に該当することはないかチェックしてみましょう~

- □ 私用デジタル媒体(USB メモリ、外付けハードディスク等)を日常的に使用している。
- □ 定められた手続を行わずに個人情報を持ち帰ることがある。
- □ 個人情報の不適切な持ち出しをしている職員がいても、黙認している。

5 金銭の不適切処理等

■過去10年間(平成22年度~令和元年度)の状況

図 5-1 所属別件数割合

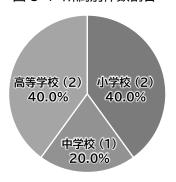
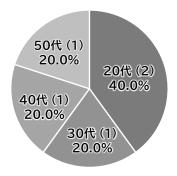


図 5-2 年代別件数割合



▼ 過去10年間の件数 5件

(関連する管理職の処分は含まない。)

- 所属別・年代別では特に目立つ傾向はない。
- 金銭の種類別では、公金が3件、給食費、部活動保 護者会費がそれぞれ1件ずつである。

▼ 被処分者の発言

「すぐに補填すれば大丈夫だという安易な考えがあっ た。」

「他の職員にお願いすることに抵抗があり、一人で処理できる姿を見せたかった。」

※ 公金を不正に個人的利益にすることは刑法の業務上横領となり、場合によっては管理職も指導監督責任の観点から懲戒処分の対象となることがあります(過去10年間の処分件数5件のうち、3件について管理職が処分の対象となっています。)。

- 不祥事につながる兆候 ~自分自身に該当することはないかチェックしてみましょう~
- □ わからないことがあっても他の職員に質問せず、一人で処理している。
- □ 自分が担当する会計事務の情報を、他の職員と共有していない。
- □ 徴収金を個人的に使うのではなく、授業や部活動に必要な物品を購入するのであれば、本来の 目的外であっても横領や流用には当たらないと思う。

6 麻薬・覚醒剤等の所持又は使用

■過去10年間(平成22年度~令和元年度)の状況

▼ 過去10年間の件数 2件

○ 覚醒剤の所持:2件(小学校 校長1件、中学校 教諭1件)

▼ 被処分者の発言

「(職場を異動して)ストレスがあった。」

「授業や生徒指導がうまくいかなかった。他の先生の仕事は多いので相談しなかった。誰かに止めてほしかった。」

※ 「教員が薬物を使用するなどありえない。」と考えがちですが、本県では10年間で2件(平成26年度・令和元年度)発生しており、全国的にも複数の都道府県で教職員が薬物関係で逮捕・処分されています。

■ 不祥事につながる兆候 ~自分自身に該当することはないかチェックしてみましょう~

- □ 疲れが取れたり、ダイエットができたりするのであれば、覚醒剤などの薬物を使ってみたいと思う。
- □ 薬物を一回使うだけですぐやめるのであれば問題ないと思う。
- □ 他人に迷惑をかけずに自分一人で薬物を使用するのであれば問題ないと思う。

7 その他

その他の非違行為(21件(麻薬・覚醒剤等の所持又は使用を除く。))としては、職務専 念義務違反(修学旅行期間中の勤務時間中の飲酒)、自動車事故に関するもの、刑法犯罪 (窃盗、住居不法侵入等)、管理職の指導監督責任などがある。

特に、直近10年間での重大事案としては、県立高校の推薦入試に係る非違行為(令和元年度。注)がある。

(注)平成28年度の県立高校推薦入試に係る収賄事件に関するもの。受託収賄罪で逮捕された職員については有罪判決確定により失職。当該事件に関与した職員について懲戒処分。

Ⅱ 教職員の不祥事防止のためのチェックリスト

- ・不祥事防止のために、各教職員に心掛けてほしい内容をリスト にしています。
- ・職員に配布し、各個人の行動の振り返りに使用するなど、適宜 活用してください。

(所属で回収する場合は、無記名とし、学校としての課題把握の ために使用するなど、配慮をお願いします。)

教職員の不祥事防止のためのチェックリスト ♪



日々の活動の中で、リストに沿った行動ができているかチェックしましょう。 【はい:○ いいぇ:× どちらでもない:∧】

教育公務員としての責任・意識

教職員は、児童生徒の人格形成を支援する重大 な責務を担っているという自覚を持っている。

勤務時間の内外を問わず、児童生徒、保護者、 県民からの厳しい視線が注がれることを意識し、 常に法令やルールを遵守している。

他者との関わりにおいて、相手方の人権や個人 としての尊厳を侵害しないよう配慮している。

不祥事を他の学校のこと、他人事ではなく、自 分自身のこととして考えている。

普段の生活の中でストレスをためない工夫をし ている。

過度の飲酒や遊興にふけったり、無理な借金を するなど教育公務員としてふさわしくない行為を 行わないよう日頃から心掛けている。

不祥事を起こした場合、教育全体、学校、児童 生徒、保護者、家族、自らのその後の生活等に対 して取り返しのつかない重大な影響を及ぼすこと を認識している。

わいせつ行為・ハラスメントの防止

児童生徒や保護者と、私的に電話やメール、S NSのやり取りをするなど、不適切な関わりはし ていない。

1対1で児童生徒に対応する場合には、密室に ならないようにしている。

児童生徒からの相談を受けたり、個別指導を 行ったりする場合には、管理職や同僚に告げてか ら行うようにしている。

児童生徒の撮影が必要なときは、学校所有の機 材を使用している。

児童生徒に対し、不必要に顔や体を触ることが ないようにしている。

親しさの表現や無意識の言動でも、相手が不快 に感じれば、自分の意図とは関係なく、セクシュ アル・ハラスメントになることを理解している。

同僚に対して、人格を否定するような発言や、 大勢の前で個人名を挙げて非難するような行為 は、ハラスメント行為に当たることを理解してい

金銭の適切な取扱い

公費・私費ともに、会計処理は複数の職員が チェックするようにしている。

公金や学校徴収金について、一時的にでも立替 や流用をしないようにしている。

学校徴収金は、保護者から預かった貴重なお金 であり、公金に準じた取扱いが必要であることを 理解している。

飲酒運転の防止

運転するときには、交通法規を守り、事故を起 こさないように心掛けている。

飲酒量の多少にかかわらず、「飲んだら絶対に 運転しない」と強く認識している。

「少しの飲酒(短い距離)なら問題ない」「仮 眠した(入浴した)ので酒は抜けた」などの根拠 のない判断が、飲酒運転につながることを理解し ている。

飲酒した翌日でも、飲酒の量や本人の体調に よっては、アルコール成分が体内に残り、酒気帯 び運転になることを理解している。

運転する人に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に 同乗したりする場合も、責任を問われることを理 解している。

体罰の禁止

体罰と懲戒の違いや、どのような行為が体罰に 該当するかを理解している。

体罰は、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害 する行為であることを認識している。

「児童生徒や保護者と人間関係ができていれ ば、少しの体罰なら許される」という考えは誤り であり、体罰はいかなる場合も許される行為では ないと理解している。

児童生徒への指導は、感情的にならずに冷静に 行うことを心掛け、問題行動に対しても体罰に頼 らない指導を行っている。

同僚の体罰を目撃したら、速やかに止めたり、 管理職に報告したりするようにしている。

個人情報の適切な取扱い等

机上等、身の回りに個人情報が記録されたUS Bメモリなどをそのまま放置せず、確実に管理し ている。

個人情報をやむを得ず職場外に持ち出す場合の 手続を理解し、確実に実行している。

買い物や食事などに行く際、車内に個人情報が 保存されたパソコンやUSBメモリなどを放置し ないようにしている。

自分の個人情報やネットへの投稿記事につい て、公開範囲を限定したとしても、拡散される恐 れがあることを理解している。

Ⅲ参考資料

1 不祥事類型ごとの関連通知等

(1)わいせつ行為

- ・「パワーハラスメントの防止についての指針」、「パワーハラスメント防止の手引き〜働きやすい良好な職場づくりのために〜」、「セクシュアル・ハラスメント等の防止についての指針」及び「セクシュアル・ハラスメント防止のための運用マニュアル」について(令和2年9月3日2教総第1060号、2教教第1695号)
- ・福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民を守るための条例(平成31年福岡県条例第19号)

(2)飲酒運転

- ・「職場のアルコール対策について」(例年5月頃に通知)
- ・福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24県条例第1号)
- ・飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行に伴う飲酒運転撲滅対策の取組について(平成24年3月28日23教総第2961号・23教教第3722号、最終改正平成25年2月25日24教総第2415号・24教教第3247号)
- ・飲酒運転撲滅に向けた取組について(平成25年4月18日25教総第213号・25教教第123号)

(3)体罰

- ・「体罰によらない指導の手引き」の活用について(平成25年8月8日25教高第3030号・25教義第2396号)
- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(平成25年3月13日24文科初第1269号)

(4)個人情報の紛失等

- •福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)
- ・福岡県教育委員会情報セキュリティ要綱及び福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準の策定に ついて(平成16年3月31日15教企第10133号、最終改正令和2年10月16日2教施第1606号)
- ・県立学校におけるLAN並びにネットワーク構成及び情報セキュリティの確保に関する要項等について (平成23年11月30日23教企第953号・23教高第4375号・23教義第5363号、最終改正平成24年1月31日 付事務連絡)

(5) 金銭の不適切処理等

- ・「学校徴収金等取扱要綱」及び「学校徴収金等取扱マニュアル(※)」について(平成12年12月15日12教財第236号) ※令和2年度改訂(令和3年3月22日2教財第1243号財務課長通知)
- ・PTA等団体会計事務の取扱について(平成19年1月17日18教総第3309号・18教財第718号)
- ・学校徴収金の適正な取扱いについて(平成25年7月10日25教財第151号)
- ・学校徴収金の適正な事務処理の徹底について(令和2年9月30日2教財第789号)

(6)麻薬・覚醒剤等の所持又は使用

・薬物乱用をはじめとする不祥事防止に係る職員面談及び所属研修の実施について(令和元年11月26日1教総第1201号・1教教第1395号)

■ 不祥事防止全般に関する通知

- ・「不祥事防止対策の実施について」 (例年3月頃に通知)
- ・「綱紀保持の徹底について」(例年6月・12月頃に通知)

2 懲戒処分の指針

福岡県教育委員会

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行 為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり 得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが 考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の非違行為を行っていたとき がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考え られる場合として、
- ① 職員が自己の意思により非違行為を中止したとき
- ② 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ③ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、停職、減給又は戒告 とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は 減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻 • 早退

正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

正当な理由なく勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、免職、停職又は 減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、停職、減給又は 戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第37条第1項前段の規定に 違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県の機関の活動能率 を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する 違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった 職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(9) 政治的行為の制限違反

ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為を 行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為を行った職員は、停職又は減給とする。

ウ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第136条の規定に違反して選 挙運動を行った職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

- エ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選 挙運動をした職員は、免職又は停職とする。
- (10) 営利企業等の従事制限違反

許可を得ることなく、営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事した職員は、停職、減給又は戒告とする。

- (11) 収賄等及び福岡県職員倫理条例に規定する禁止行為
 - ア その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をした職員 は、免職とする。
 - イ 福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)第7条に規定する禁止行為(職員倫理規則に規定する禁止行為の例外に該当する場合を除く。)を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (12) 入札談合等に関与する行為

県が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(13) 個人情報の不適切な取扱い

個人情報に関し、次に掲げる不適切な取扱いを行った職員は、免職、停職、 減給又は戒告とする。

- ア その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の 秘密に属する事項が記録された文書等を収集すること。
- イ 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支 障を生じさせること。
- ウ 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益のために利用 する等、不当な目的で使用すること。
- (14) 公文書偽造、私文書偽造等

公文書若しくは私文書を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された文書を行使した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

- (15) セクシュアル・ハラスメント
 - ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
 - イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した職員は、免職、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。
 - ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を 行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

(16) パワーハラスメント

ア パワーハラスメント (パワーハラスメントの防止についての指針(令和2年9月3日2教総第1060号2教教第1695号教育長通知)第2に規定するパワーハラスメントをいう。以下同じ。)を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワーハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもか かわらず、パワーハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワーハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの 重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(17) 公益通報制度に関する要綱に違反する行為

ア 通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員は、停職又は減給とする。

イ 事実をねつ造して通報した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の 上判断するものとする。

2 公金公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した職員は、減給又は戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。

- (6) 公物損壊
 - 故意に職場において公物を損壊した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。
- (7) 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした職員は、減給又は戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、 又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、停職、減給又 は戒告とする。

(9) 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、停職、 減給又は戒告とする。 (10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、免職又は停職とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、 免職、停職、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(6) 横領

自己の占有する他人の物(公金及び公物を除く。)を横領した職員は、免職 又は停職とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺 · 恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。ただし、停職は、人を欺いて財物を交付させた場合で、財物の価値が極めて少額であるため、刑事訴追を免れた場合等に限り、適用するものとする。

(9) 賭博

常習として賭博をし、又は賭博をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく 粗野又は乱暴な言動をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(12) わいせつ行為等

ア 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した職員は、免職とする。 イ 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職 員は、免職とする。

ウ 18歳未満の者に対し、淫行又はわいせつな行為をした職員は、免職又 は停職とする。

エ 公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、免職又は停職とする。

オ 盗撮、のぞきその他の卑わいな言動を行った職員は、免職又は停職とする。

(13) ストーカー行為(つきまとい等の嫌がらせ行為を含む。) ストーカー行為又はつきまとい等の嫌がらせ行為をした職員は、免職又は 停職とする。

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

- (1) 飲酒運転
 - ア 酒酔い運転をした職員は、免職とする。
 - イ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。
- (2) 飲酒運転者への車両・酒類提供、飲酒運転車両への同乗行為等 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をす すめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した 職員は、免職又は停職とする。
- (3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。

- (4) 飲酒運転以外での人身事故
 - ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職、減給又は 戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職と する。
 - イ 人に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。
- (注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の 上判断するものとする。

5 児童生徒に対する非違行為

- (1) わいせつ行為
 - 児童生徒に対してわいせつ行為を行った職員は、免職とする。
- (2) 体罰
 - ア 体罰により児童生徒を負傷させた職員は、停職、減給又は戒告とする。
 - イ 体罰を常習的に行った職員は、減給又は戒告とする。

6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に 適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は 黙認した職員は、停職又は減給とする。

標準例一覧

		事 由	免職	停職	減給	戒告
	(1)	欠勤	_	_	_	_
		ア 10日以内		•	•	•
		イ 11日以上20日以内		•	•	
		ウ 21日以上	•	•		
	(2)	遅刻・早退			•	•
	(3)	休暇の虚偽申請		•	•	•
	(4)	勤務態度不良		•	•	•
	(5)	職場内秩序を乱す行為	-	-	-	-
		ア 暴行	•	•	•	
		イ 暴言		•	•	•
	(6)	虚偽報告		•	•	•
	(7)	違法な職員団体活動	-	-	-	-
		アー単純参加			•	•
		イ あおり・そそのかし	•	•		
	(8)	· 秘密漏えい	•	•		
	(9)	政治的行為の制限違反	-	-	-	-
		ア 政治的団体の結成・勧誘等(地公法36条①②違反)		•	•	•
1		イ 政治的行為を職員に求める等 (地公法36条③違反)		•	•	
		ウ 特定公務員の選挙運動(公選法136条違反)	•	•	•	•
般		エ 公務員の地位利用(公選法136条の2違反)	•	•		
服	(10) 営利企業等の従事制限違反			•	•	•
務関	(11)	収賄等及び福岡県職員倫理条例に規定する禁止行為	_	-	-	_
係		アー収賄等	•			
		イ 職員倫理条例に規定する禁止行為		•	•	•
	(12)	入札談合等に関与する行為	•	•		
	-	個人情報の不適切な取扱い	•	•	•	•
	(14) 公文書偽造、私文書偽造等				•	•
	(15)	セクシュアル・ハラスメント	_	-	-	_
		ア 強制わいせつ、上司等の影響カ利用による性的関係・わいせつな行為	•	•		
		イ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し	•	•	•	
		執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患	•	•		
		ウ 意に反することを認識の上での性的な言動		•	•	•
	(16)	パワーハラスメント	-	-	-	_
		ア 著しい精神的又は身体的苦痛を与えたもの		•	•	•
		イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		•	•	
		ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	•	•	•	
	(17)	公益通報制度に関する要綱に違反する行為	-	-	-	_
		ア 通報した職員の詮索、不利益を及ぼす行為		•	•	
		イ 事実をねつ造して虚偽の通報		•	•	•
2	(1)		•			
公	(2)	窃取	•			
金	(3)	詐取	•			
公 物	-	紛失			•	•
取		盗難			•	•
扱い			•	•	•	•
<u> </u>	`-/					

標準例一覧

	事 由	免職	停職	減給	戒告
2 公	(7)失火			•	•
金公	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給		•	•	•
物取	(9) 公金公物処理不適正		•	•	•
扱い	(10) コンピュータの不適正使用		•	•	•
	(1) 放火	•			
	(2) 殺人	•			
	(3) 傷害	•	•		
	(4) 暴行・けんか	•	•	•	•
	(5) 器物損壊	•	•	•	•
	(6) 横領	•	•		
	(7) 窃盗・強盗	-	_	-	-
3	ア 窃盗	•	•		
公	イ 強盗	•			
務	(8) 詐欺・恐喝	•	•		
外非	(9) 賭博	•	•	•	•
行	(10)麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	•			
関 係	(11)酩酊による粗野な言動等		•	•	•
	(12) わいせつ行為等	-	-	-	-
	アー強姦	•			
	イ 強制わいせつ	•			
	ウ 青少年に対する淫行・わいせつ行為	•	•		
	工 痴漢行為	•	•		
	オ 盗撮・のぞき等	•	•		
	(13)ストーカー行為 (つきまとい等の嫌がらせ行為を含む。)	•	•		
4	(1) 飲酒運転	-	-	-	-
飲	ア 酒酔い	•			
酒 運	イ 酒気帯び	•	•		
転	(2) 飲酒運転者への車両・酒類提供、飲酒運転車両への同乗行為等	•	•		
· 交	(3) 飲酒運転以外の交通法規違反	-	-	-	-
通	著しい速度超過等悪質な交通法規違反	•	•	•	•
事故	物損・措置義務違反あり	•	•	•	
-	(4) 飲酒運転以外での人身事故				
交 通	ア 死亡又は重篤な傷害	•	•	•	•
法	措置義務違反あり	•	•		
規 違	イ傷害		•	•	•
反	措置義務違反あり	•	•	•	
5 す児	(1)わいせつ行為	•			
る童	(2) 体罰	-	_	-	-
違徒 行に	ア 負傷させた場合		•	•	•
為対	イ 常習的に行った場合			•	•
6 責監	(1) 指導監督不適正			•	•
任督	(2) 非行の隠ぺい、黙認		•	•	

3 関係法令(抜粋)

※掲載している条文は令和3年3月時点のものです。

【全般】

- ○地方公務員法
- ○教育職員免許法

【わいせつ行為、体罰、金銭の不適切処理等】

○刑法

【わいせつ行為】

- ○児童福祉法
- ○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- ○ストーカー行為等の規制等に関する法律
- ○福岡県迷惑行為防止条例
- ○福岡県青少年健全育成条例
- ○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

【飲酒運転】

- ○道路交通法
- ○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
- ○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

【体罰】

○学校教育法

【個人情報の紛失等】

○福岡県個人情報保護条例

【麻薬・覚醒剤等の所持又は使用】

- ○覚醒剤取締法
- ○麻薬及び向精神薬取締法
- ○大麻取締法
- ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ※指定薬物を含む危険ドラッグに関する罰則

〇地方公務員法

(懲戒)

- 第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、 停職又は免職の処分をすることができる。
 - 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
 - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしては ならない。

(秘密を守る義務)

- 第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任 命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受 けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

- 第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - 二 第34条第1項又は第2項の規定(第9条の2第12項において準用する場合を含む。)に 違反して秘密を漏らした者

〇教育職員免許法

(失効)

- 第10条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力 を失う。
 - 二 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

〇刑法

(公然わいせつ)

第174条 公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は 拘留若しくは科料に処する。

(強制わいせつ)

- 第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、<u>6月以上</u> <u>10年以下の懲役</u>に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 (強制性交等)
- 第177条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、<u>5年以上の有期懲役</u>に処する。13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(傷害)

- 第204条 人の身体を傷害した者は、<u>15年以下の懲役又は50万円以下の罰金</u>に処する。 (暴行)
- 第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、<u>2年以下の懲役若しくは30</u> 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(窃盗)

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、<u>10年以下の懲役又は50万円以下の罰</u>金に処する。

(詐欺)

- 第246条 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
- 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(横領)

- 第252条 自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する。
- 2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項 と同様とする。

(業務上横領)

第253条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

〇児童福祉法

第34条第1項 何人も、次の掲げる行為をしてはならない。

六 児童に淫行させる行為 (注「児童」18歳に満たない者)

(罰則)

第60条 第34条第1項第六号の規定に違反した者は、<u>10年以下の懲役若しくは300万円以</u>下の罰金に処し、又はこれを併科する。

〇児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

(児童買春) (注「児童」18歳に満たない者)

第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ所持、提供等)

- 第7条 自己の性的欲求を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至ったものであり、かつ、当該者であることが明らかに認められるものに限る。)は、<u>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u>に処する。
- 2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

〇ストーカー行為等の規制等に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情 又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその 配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者 に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシ ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその 知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかける こと及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。
 - 一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- 3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(第一項第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第3条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(罰則)

第18条 ストーカー行為をした者は、<u>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u>に処する。

〇福岡県迷惑行為防止条例

(卑わいな行為の禁止)

- 第6条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で次に掲げる行為をしてはならない。【**痴漢**】
 - 一 他人の身体に直接触れ、又は衣服その他の身に着ける物(以下この条において「衣服等」という。) の上から触れること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

- 2 何人も、公共の場所、公共の乗物その他の公衆の目に触れるような場所において、正当な理由 がないのに、前項に規定する方法で次に掲げる行為をしてはならない。【**のぞき、盗撮**】
 - 一 通常衣服で隠されている他人の身体又は他人が着用している下着をのぞき見し、又は写真機、 ビデオカメラその他これらに類する機器(以下この条において「写真機等」という。)を用いて 撮影すること。
 - 二 衣服等を透かして見ることができる機能を有する写真機等の当該機能を用いて、 衣服等で 隠されている他人の身体又は他人が着用している下着の映像を見、又は撮影をすること。
 - 三 前二号に掲げる行為をする目的で写真機等を設置し、又は他人の身体に向けること。
- 3 何人も、正当な理由がないのに、第1項に規定する方法で次に掲げる行為をしてはならない。

【のぞき、盗撮】

- 一 住居、便所、浴場、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所で当該状態にある人の姿態をのぞき見し、又は 写真機等を用いて撮影すること。
- 二 前号に掲げる行為をする目的で写真機等を設置し、又は他人の身体に向けること。 (嫌がらせ行為の禁止)
- 第8条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。)を反復して行ってはならない。ただし、第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等(同条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。第五号において同じ。)に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。【ハラスメント行為】
 - 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
 - 二 その行動を監視その他の方法により把握していると思わせるような事項を告げ、又はその知 り得る状態に置くこと。
 - 三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第一号に規定する電子メールをいう。)その他の電気通信を用いた方法(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第一号に規定する電気通信を用いて通信文その他の情報を通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に表示させることで相互に連絡することができる方法をいう。)により送信する電子メールの送信等をすること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその 知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付しその性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心

を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。 (罰則)

第11条 第6条又は第8条の規定に違反した者は、<u>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u>に 処する。

〇福岡県青少年健全育成条例

(いん行又はわいせつな行為の禁止) (注「青少年」18歳未満の者)

第31条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつな行為をしてはならない。

(罰則)

- 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u>に処する。
 - 一 第31条第1項の規定に違反した者

○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

(目的)

第1条 この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例(平成30年福岡県条例第34号。以下「支援条例」という。)に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。

(基本理念)

- 第3条 この条例に基づく取組は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものとする。
 - 一 性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的人格権を侵害し、その心身を傷つける極めて悪質な行為であることから、これを根絶し、性別を問わずあらゆる人が、尊厳をもって生きることができるようにしなければならないこと。
 - 二 子どもに対する性暴力は、子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど、その幸福な生活を困難にする極めて重大かつ深刻な性的人格権の侵害であるとともに、子ども自身では回避できない場合も多いことから、親族、関係者及び地域住民並びに関係行政機関が連携協力して、子どもを性暴力から守らなければならないこと。
 - 三 性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め、かつ広めることにより、被害者に対する二次的加害行為も、また、根絶しなければならないこと。
 - 四 性暴力を未然に防止することを最大の目的とするとともに、この目的に反して性被害が発生したときは、当該被害者を支援し、性被害の軽減及び回復を図ることにより、二次的加害行為 その他の新たな人権侵害となる行為を防止することを最優先の目的とするべきこと。

(率先垂範)

第10条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、県民に範を示すべき 立場を深く自覚し、第3条の基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性 暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有す る社会をつくるとの固い決意をもって、性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。

2 市町村長、市町村議会議員その他地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項又 は第3項の職にある者は、所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し、 前項に規定するところに準じた取組に努めるものとする。

〇道路交通法

(酒気帯び運転等の禁止)

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

(免許の取消し、停止等)

- 第103条 免許(仮免許を除く。以下第106条までにおいて同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなった時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の<u>免許を取り消し</u>、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて<u>免許の効力を停止</u>することができる。
 - 五 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。
- 第117条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>5年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u>に処する。
 - 一 第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。)にあつたもの。【酒酔い運転】
- 第117条の2の2 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>3年以下の懲役又は50万円以下の</u> 罰金に処する。
 - 三 第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度(※)以上にアルコールを保有する状態にあつたもの【酒気帯び運転】

※ 血液 1 meにつき0.3mg呼気 1 eにつき0.15mg

〇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(危険運転致死傷)

- 第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は<u>15年以下の懲役</u>に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。
 - 一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- 第3条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は12年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は15年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)

第5条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、<u>7年以下の懲役若しくは</u> <u>禁錮又は100万円以下の罰金</u>に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑 を免除することができる。

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県、市町村、関係機関及び団体が連携し、県民と一丸となって飲酒運転撲滅 運動を推進するため必要な事項を定めることにより、飲酒運転は絶対しない、させない、許さな い、そして見逃さないという県民意識及び社会風土を定着させ、もって県民の生命と安全を守る ことを目的とする。

(率先垂範)

- 第3条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、自らの行動を厳しく律 し、県民に範を示すべき立場を深く自覚するとともに、飲酒運転は絶対しない、させない、許さ ない、そして見逃さないとの固い決意をもって、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むものとする。
- 2 前項の規定に反し飲酒運転を行った者は、その行為が飲酒運転撲滅に向けた県民の努力及び本 県の名誉を著しく毀損するものであることを自覚し、本県への信頼を回復するよう適切に行動す るものとする。

(県職員の厳正な処分)

- 第14条 県職員が飲酒運転を行ったときは、知事その他の任命権者(以下単に「任命権者」という。)は、行為の態様及び悪質性等に応じ、懲戒免職処分を含めて厳正に対処しなければならない。
- 2 任命権者は、前項の県職員に対し、第3条の趣旨を踏まえ、第13条第2項及び第16条第2項の規定による研修等の実施に協力するよう求めることができる。

〇学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

〇福岡県個人情報保護条例

第70条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第3項若しくは第9条第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書(特定歴史公文書を含む。次条において同じ。)又は指定管理者が管理している文書(公の施設の管理業務に関するものであって、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。次条において同じ。)であって、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

〇覚醒剤取締法

(使用の禁止)

- 第19条 次に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤を使用してはならない。
 - 一 覚醒剤製造業者が製造のため使用する場合
 - 二 覚醒剤施用機関において診療に従事する医師又は覚醒剤研究者が施用する場合
 - 三 覚醒剤研究者が研究のため使用する場合
 - 四 覚醒剤施用機関において診療に従事する医師又は覚醒剤研究者から施用のため交付を受け た者が施用する場合
 - 五 法令に基づいてする行為につき使用する場合 (刑罰)
- 第41条 覚醒剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は 製造した者(第41条の5第1項第二号に該当する者を除く。)は、<u>1年以上の有期懲役</u>に処す る。
- 第41条の2 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者(第42条第五号に該当する者を除く。)は、10年以下の懲役に処する。
- 第41条の3 次の各号の一に該当する者は、10年以下の懲役に処する。
 - 一 第19条(使用の禁止)の規定に違反した者

〇麻薬及び向精神薬取締法

※ 麻薬…ヘロイン (ジアセチルモルヒネ)、モルヒネ、コカイン、MDMA、LSD等 向精神薬…鎮痛薬、抗精神病薬、抗うつ薬、睡眠薬、抗不安薬等

(禁止行為)

- 第12条 ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬(以下「ジアセチルモルヒネ等」という。)は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。ただし、麻薬研究施設の設置者が厚生労働大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため、製造し、製剤し、小分けし、施用し、又は所持する場合は、この限りでない。
- 2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。
- 3 麻薬原料植物は、何人も、栽培してはならない。但し、麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため栽培する場合は、この限りでない。
- 4 何人も、第1項の規定により禁止されるジアセチルモルヒネ等の施用を受けてはならない。 (施用、施用のための交付及び麻薬処方せん)
- 第27条 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

(罰則)

- 第64条 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、<u>1年以上の有期懲役</u>に処する。
- 第64条の2 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、10年以下の懲役に処する。
- 第64条の3 第12条第1項又は第4項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ等を施用し、廃棄し、又はその施用を受けた者は、<u>10年以下の懲役</u>に処する。

- 第65条 次の各号の一に該当する者は、1年以上10年以下の懲役に処する。
 - 一 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは 外国から輸出し、又は製造した者(第69条第一号から第三号までに該当する者を除く。)
 - 二 麻薬原料植物をみだりに栽培した者
- 第66条 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者(第69条第四号若しくは第五号又は第70条第五号に該当する者を除く。) は、7年以下の懲役に処する。
- 第66条の2 第27条第1項又は第3項から第5項までの規定に違反した者は、<u>7年以下の懲役</u> に処する。
- 第66条の3 向精神薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、 製造し、製剤し、又は小分けした者(第70条第十五号又は第十六号に該当する者を除く。)は、 5年以下の懲役に処する。
- 第66条の4 向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者(第70条第十七号又は第72条第六号に該当する者を除く。)は、3年以下の懲役に処する。
- 第76条 ジアセチルモルヒネ等であるか、第12条第2項に規定する麻薬であるか、又はこれらの麻薬以外の麻薬であるかを知ることができない麻薬は、この章の規定の適用については、ジアセチルモルヒネ等及び同条第2項に規定する麻薬以外の麻薬とみなす。

〇大麻取締法

- 第3条 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。
- 第24条 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、<u>7年以下の懲役</u>に処する。
- 第24条の2 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、<u>5年以下の懲役</u>に処する。
- 第24条の3 次の各号の一に該当する者は、5年以下の懲役に処する。
 - 一 第3条第1項又は第2項の規定に違反して、大麻を使用した者

〇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(製造等の禁止)

第76条の4 指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの(以下この条及び次条において「医療等の用途」という。)以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

(罰則)

- 第83条の9 第76条の4の規定に違反して、業として、指定薬物を製造し、輸入し、販売し、 若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者(販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者 に限る。)は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に 処し、又はこれを併科する。
 - 二十六 第76条の4の規定に違反した者(前条に該当する者を除く。)

不祥事防止研修資料 築こう!信頼関係 高めよう!倫理観 ~不祥事を生まない職場づくり~

製作 福岡県教育委員会

発行 令和3年3月